

東京都内の事業所の皆さまへ

優秀な人材の確保・定着化に
従業員の特退金準備は

東法連 特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
- 2 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 3 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。



大切な従業員のために！退職金準備は特退共で！

POINT

- 東京都内の事業所であれば、その従業員を加入させることができます。
(資本金、従業員数など企業規模による加入制限はありません。)
- 全従業員の加入が必要です。
(ただし、パート・アルバイト等は加入させなくてもさしつかえありません。)
- 給付金の受取人は加入従業員(本人死亡の場合は遺族)です。
(従業員または遺族以外の方や事業主等の代理受領は認められません。)

給付金の種類 (重複して支払われません)

- 退職一時金
加入従業員が退職したとき、基本退職一時金の額と加算給付額の合計額が支払われます。
- 遺族一時金
加入従業員が死亡したとき、死亡時の退職一時金の額に、基本掛金1口について10,000円を加算した金額が遺族に支払われます。
- 年金
一定の要件を満たせば、希望により退職一時金にかえて年金による受け取りもできます。
(解約した場合)
やむを得ず途中で解約した場合は、解約手当金(退職一時金と同額)が加入従業員に支払われます。なお、解約の場合は、加入従業員全員の同意が必要です。

【基本退職一時金額・遺族一時金額表】

(掛金月額1口1,000円について)

(単位:円)

加入期間	掛金累計額	基本退職一時金	遺族一時金
1年	12,000	11,730	約21,730
2年	24,000	23,560	33,560
3年	36,000	35,490	45,490
4年	48,000	47,530	57,530
5年	60,000	59,680	69,680
6年	72,000	71,930	81,930
7年	84,000	84,290	94,290
8年	96,000	96,760	106,760
9年	108,000	109,340	119,340
10年	120,000	122,030	132,030
15年	180,000	187,170	197,170
20年	240,000	255,220	265,220
25年	300,000	326,330	336,330
30年	360,000	400,610	410,610
35年	420,000	478,220	488,220
40年	480,000	559,310	569,310

- (注) 1. 年の途中で退職されたときの基本退職一時金額は、月単位で計算された額が支払われます。(1年未満の場合も同様です。)
2. 基本退職一時金額は「退職金共済規程」に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社の変更等により将来変更されることがあります。
3. 遺族一時金額は、基本退職一時金額を基準に計算しており、加算給付額は含まれておりません。

- 【ご注意】 ○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内チラシは、平成29年6月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

まずは資料請求を… (いずれかにチェックしてください)

▶ 加入したいので説明に来て欲しい	<input type="checkbox"/>
▶ 加入を検討したいので資料が欲しい	<input type="checkbox"/>
▶ 次の資料が欲しい	都内中小企業のモデル賃金 <input type="checkbox"/>
	都内中小企業のモデル退職金 <input type="checkbox"/>
	退職金規程(見本) <input type="checkbox"/>

事業所名	
ご住所	TEL ()
ご担当者名	(役職名)

ご提出いただきました情報は、当共済会の退職金に関する案内のみに使用させていただきます。
なお、お申し出の内容については、当退職金制度の委託会社である「大同生命保険株式会社」よりご案内させていただきます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会 行き
FAX 03-3357-1642
 または e-mail : info@tohoren-tokutaikyo.or.jp